

千葉県競馬組合協賛レース（冠レース）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県競馬組合（以下「組合」という。）が船橋競馬を運営するにあたり、企業名や商品名等を通じたイメージアップ及び冠レース実施企業等の関連顧客等からの新規ファン獲得、売り上げの向上を図ることを目的とした一般公募による協賛レース（以下「冠レース」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（対象レース）

第2条 冠レースは1日のうちに1レースを上限とし、重賞、準重賞及び組合が指定する日（以下「除外日」とする。）は、原則、対象外とする。ただし、組合が別に定める場合にあつてはこの限りでない。

（申込方法）

第3条 冠レースの協賛を申込みできる者（以下次項及び次条において「申込者」という。）は第5条に規定する負担を負うことができる企業又は団体とする。

2 申込者は、別紙1「冠レース申込書」及び別紙2「誓約書」に必要事項を記入の上、希望するレースが行われる開催の開催前日から40日前（土、日及び祝日にあたる場合はその前日）までに郵送又は持参により組合に申込みをしなければならない。

（冠レースの審査・決定）

第4条 組合は、申込者並びに冠レース申込書に記載された競走名及び実施イベント等の事項について審査の上、冠レースの実施を決定するものとする。

2 前項の審査のほか、組合は、特に必要があると認められるときは、別に定める「冠レース審査会」に諮り、審査を受けるものとする。

3 組合は、前二項の審査において、競走名を変更する必要があると認めるときは、申込者に連絡の上、競走名を変更することができる。

4 組合は、前三項の規定により冠レースの実施の可否を決定したときは、速やかに別紙3「冠レース実施決定通知書」により、その旨を申込者に通知しなければならない。

（協賛者が行う負担）

第5条 前条第4項の規定により冠レースの実施の決定の通知を受けた者（以下「協賛者」という。）は、次のいずれか一以上を実施することとする。なお、詳細に

については組合と協議のうえ決定するものとする。

(1) レース関係者への賞品（関係者1名につき最低10,000円相当の物品）またはファンサービス品等の提供（合計金額で最低50,000円に相当する自社製品等）

(2) 船橋競馬場への誘客につながるイベント等の実施

2 前項に定めるもののほか、協賛者が組合の許可を得てイベント・販売促進活動等（販売行為は原則禁止）を実施する場合の費用は、協賛者が負担するものとする。

（協賛に対する特典）

第6条 協賛者に対する特典は次のとおりとする。

(1) レースのサブタイトルに企業名・商品名等を明記し、番組表に掲載

(2) パドック内における横断幕掲示場所の提供

(3) (2) 以外の競馬場内におけるPRする場を提供

(4) 来賓室の提供（原則として除外日は除く。）

(5) その他、組合が必要として実施する事項

（その他）

第7条 やむを得ない理由により冠レースが実施されなかった場合の代替レースの実施等については、組合は協賛者と協議するものとする。

（補足）

第8条 前7条に定めるもののほか、冠レースの実施等については、組合と協賛者との協議のうえ決定するものとする。

附則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

この要綱は、平成23年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 2月 5日から施行する。

この要綱は、令和 2年 6月15日から施行する。

この要綱は、令和 6年 2月 1日から施行する。